

高根沢町新庁舎整備基本構想・基本計画策定支援業務プロポーザル
質問及び回答

No.	該当資料 該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領 p. 1 2	当該プロポーザルにおいて選定された業者が、その後発注予定の「基本設計・実施設計業務」の業者選定に参加することは可能でしょうか	本業務の受注者が、新庁舎整備に係る本業務以外の業者選定について制限を受けたり、不利な取扱いを受けるものではありません。
2	実施要領 p. 1 3	上限額は提示ありますが、最低制限価格の設定はあるのでしょうか 提案価格は選考上評価の対象となるのでしょうか	最低制限価格の設定はありません。 提案価格は、『審査方法・審査基準』の「3 審査基準」にお示ししたとおり、「4 総合評価」の項目において、評価の着目点に記載した内容について評価の対象となります。
3	実施要領 p. 2 6 (7)	6 参加資格 (7) の実績についてですが、提示する実績は1件のみと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領 p. 2 6 (7)	6 参加資格 (7) の実績の中で、「同種業務」「同等規模業務」「類似業務」の3つの種類がございますが、種類により審査、配点上の差は無いと考えて宜しいでしょうか。(例えば、同種業務>同等規模業務という事にはならない等)	参加申込時の提出物は参加資格の有無の確認にのみ使用し、審査上の資料となることはありません。
5	実施要領 p. 4 8 (2)	担当技術者を2名以上選定する場合は、様式第4号-2は、適宜枚数を増やすことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領 p. 4 8 (2)	配置予定技術者に関する実績条件は無く、配置予定技術者調書に記載する実績は、庁舎の基本構想・基本計画の実績に限らず、技術者の代表実績を記載できるという解釈でよろしいでしょうか。 またその場合、評価点に差が出るなどございますでしょうか。	配置予定技術者調書に記載する実績については、お見込みのとおりです。 評価点については、実績に応じた配点はありますが、『審査方法・審査基準』の「3 審査基準」にお示しした「1 取組姿勢及び実施体制」の評価の着目点② 及び「4 総合評価」の評価の着目点② に関連して、評価の参考とすることがあります。
7	実施要領 p. 4 8 (2)	実施要領 8 (2) ⑦に過去に受注した業務の成果物の写しとありますが、こちらは審査基準に記載もないため、配点上対象外と考えてよろしいでしょうか。	過去に受注した業務の成果物の写しについて直接的な評価はありませんが、『審査方法・審査基準』の「3 審査基準」にお示しした「4 総合評価」の評価の着目点② に関連して、評価の参考とすることがあります。
8	実施要領 p. 4 8 (3)	提案書のフォント、ポイント、色については、自由でしょうか。	お見込みのとおりです。
9	実施要領 p. 4 8 (3) ②	提案書は、指定の枠、文字の大きさ、フォント等は見やすさを考慮の上、応募者にて適宜選定するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10	実施要領 p.4 8(3)	提案書はA4換算で20ページ以内に収まれば、A3(A4 2枚分)での作成も可能という認識でよろしいでしょうか。	①に記載のとおり、原則としてA4判としますが、A3判で作成する必要があると参加者が判断した場合はA3判での作成も可とします。 また、A3判からA4判の換算については、A3判片面につきA4判2ページとします。
11	実施要領 p.4 8(3)②	提案書はA4換算で20ページ以内とありますが、A3を使用する場合は、A3提案書1枚につき、A4換算2枚と考えるて宜しいでしょうか。	No.10のとおりです。
12	実施要領 p.4 8(3)	提出書類の副本10部については、同(2)①の提案書のみとし、各様式(②～)は提出不要という認識でよろしいでしょうか。	(2)の①～⑧をA4タテのフラットファイルに綴じこんだものを10部ご提出ください。
13	実施要領 p.4 8(3)	提出書類の副本は、①提案書のみでよろしいでしょうか、それとも①～⑧までを提出するのでしょうか。	No.12のとおりです。
14	実施要領 p.4 8(3)	No.13に関連して、提出書類の副本は、①～⑧まで提出する場合、参加者名、個人名は黒塗り等の措置をとるとあります。また、主旨として事業者が特定されないためとしますと、提出書類内に記載する会社所在地、担当者の業務実績名、⑦過去受注の成果物内の業務名称、所在地等も同様の措置をとると考えるて宜しいでしょうか。	黒塗り等の措置は、事業者名(参加業者名)及び個人名の直接的な表記部分を対象とします。
15	実施要領 p.5 9(2)	選定の審査結果を公表するとありますが、具体的にどのような内容で公表がなされるのでしょうか。全提案者の評価を横並びにしたようなものになるのでしょうか。	ホームページ上で、受注予定者(名称、所在地)及び参加業者数を公表します。 また、契約に至った場合は契約日及び契約金額を公表します。
16	要求水準書 p.2 5	業務期間について大きくは、令和5年3月までが基本構想、令和5年4月から令和6年3月15日までが基本計画業務期間と考えるてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、これは基本構想等の策定時期を正式に公表又は確約するものではなく、本プロポーザルにおいて提案書等を作成する前提条件としてお示しするスケジュールです。
17	要求水準書 p.3 7(1)イ	町有利用施設を庁舎として利用する可能性が書かれていますが、現時点で想定される施設の情報をお示しただけですでしょうか。	具体的に特定の施設を想定しているものではありません。 町有施設の参考として、『高根沢町公共施設等総合管理計画』及び当該計画策定時点からの変更内容をまとめた資料を提示します。
18	要求水準書 p.3 7(1)ウ	庁舎の候補地についてお示しいただけますでしょうか。	具体的な候補地はありません。
19	要求水準書 p.3 7(1)ウ	候補地の中に、市街化調整区域や農地転用が必要な候補地はございますでしょうか。また、上記に該当する場合、この候補地での庁舎建設に関	現時点で具体的な候補地はありませんが、候補地の中に市街化調整区域や農地転用が必要な土地が含まれる可能性はあると考えています。

		<p>する検討業務（例えば地区計画の作成等）は本業務に含まないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>選定した建設地が市街化調整区域等に該当した場合の地区計画の作成等については、本業務における必須業務（要求水準）に含みません。</p> <p>なお、参加者の判断で要求水準以上に実施する業務として本業務に含めることは差し支えありません。</p>
20	要求水準書 p. 3 7 (1) エ	<p>PFI 事業の実施の可能性と書かれておりますが、PFI 事業となった場合本基本構想・基本計画策定支援業務を受注した設計事務所が、PFI 事業の設計担当企業として参画することは可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>No. 1 のとおりです。</p>
21	要求水準書 p. 3 7 (3) イ	<p>庁内における検討会議の運営支援につきまして、検討委員会等を設置する可能性があるかとありますが、設置されなかった場合には、本業務項目の実施はないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、設置された場合には、毎回の出席は要しないが3～4回程度の出席を要請するとありますが、会議等に必要な資料の作成・整理等は、受注者が出席する場合のみの対応でよろしいでしょうか。出席しない場合についても資料作成等の対応が必要でしたら、庁内検討会議の想定開催回数を教授ください。</p>	<p>庁内の検討チームについてはプロポーザル公告後に「高根沢町新庁舎庁内検討会議」を設置しました。</p> <p>会議資料の調製や会議録の作成は基本的に町（事務局）が行うことを想定していますが、使用する図表等の提供や技術的な事項に係る助言を依頼する場合があります。</p> <p>出席回における「意見の整理」については、例えば、会議中の発言について、その意図するところを正確に汲み取り、専門的知見を有する者として整理し事務局の会議録作成を支援する、あるいは構想・計画に適切に反映することを想定しています。</p> <p>なお、資料の作成等について、参加者の判断で要求水準以上に実施する業務として本業務に含めることは差し支えありません。</p> <p>庁内検討会議の開催頻度は、現時点において新庁舎整備検討委員会と同程度から2倍程度を想定しています。</p>
22	その他	<p>町が想定している本事業に係る概略工程（建替え完了予定年度等）をお示しください。</p>	<p>基本構想及び基本計画の策定については、No. 16 のとおりです。</p> <p>その先の工程については建替え完了予定年度を含めて未定です。</p>
23	その他	<p>5月までに開催予定の高根沢町新庁舎整備検討委員の想定テーマが分かればご教示ください。</p>	<p>次回の開催（2月）において、基本方針案を提示し委員の意見を聴取する予定です。また、令和3年度内は2月の開催が最後となる予定です。</p> <p>4月から5月の開催日やテーマは未定です。</p>

(R4. 1. 21 回答)